



会 報

日食協

第 68号 '91. 1. 1 発行 日本加工食品卸協会

〒103 東京都中央区日本橋室町2-5-11 (江戸ビル 4階)
電話 東京03(3241)6568-6569番 FAX03(3241)1469番

目

次

<ご挨拶>	2
「商慣行改善」で要望活動を展開 関係行政官庁指導のもと“卸新時代”構築へ…	3
理 事 会 : 重みを増してきた日食協活動	6
正副会長会議 : 委員会活動の基本方向固める	12
運営委員会 : 各委員会の機能化に努める	12
◇「食品卸売業構造改善」で調査実施	13
◇「新土地保有税」の特例で陳情	14
◇日食協経営研修会:「日米構造協議とこれからの流通」	14
◇榎渡喜が食品流通局局長賞を受賞	15
“新価格体系構築”メーカー対応の現況	
◇「定額導入」はいまだしの感	15
◇70社中改定なしが19社	16
情報システム化委員会	
◇商品案内情報で酒類卸業協組側との整合化を図る	18
物流委員会	18
缶詰ブランドオーナー会 賞味期間で再要望	19
◇蜜柑缶工組側との懇談重ねる	20
◇たけのこ缶詰で情報交換	20
関東支部で元年度物流コストを実態調査	21
◇6～8月の返品実態を調査	25
◇共同配送委で情報交換	25

い 挨拶



日本加工食品卸協会
会長 國分 勤兵衛

新年明けまして、おめでとうございます。

かえりみますに、昨年一年間における食品業界は、21世紀を迎えるに当たっての第一ステップを踏み出した年であったと思います。

これまでの食品流通業界は、国内の経済環境をベースにした経営活動に力点が置かれてきましたが、日米構造協議の合意に端的にうかがえますごとく、国際的視野に立って業界全体が、世界経済の新たな流れに乗っていかねばならないことを学んだ年であり、なかんずく流通業界におきましては商慣行の見直しに関係諸官庁において重点的に手掛けられ、今後に望まれるべき改善の方向・指針等が示されました。これらの指針は生販三層ぐるみで、前向きに改善を図らねばならない問題提起年度であったとも考えられます。

日食協では、こうした大きな環境変化の中であって、食品の流通に携わる業界要の団体として、平成3年度は諸行政機関の新指針とその指導に沿いつつ、次の事業活動を意欲的に推進して参りたいと存じます。

商慣行改善に掲げられている返品問題は、業界永年にわたる課題であります。今年是小売業界の自主規制基準等にも留意しつつ、食品卸業界としてのルール化を具体的に示して参りたいと考えています。

また、人手不足、備車不足等の問題はさらに深刻の度を増すものと予想され、労務提供に係る問題をはじめ配送問題等についても卸業界として新たな角度から改善に取り組む所存です。

物流と情報は、卸機能の中枢をなす分野であります。物流コストの算出フォーマットのソフト化等、調査研究のための整備を行い、物流に係る効率化対策を進めるとともに、情報システムに関する標準化については、商品案内システム、在庫報告システム等を新たに基準書に組み込み、その普及活動を積極的に推進したいと存じます。また、酒類食品統一伝票の見直しを行いメーカーにも共通に使用して頂ける伝票を近く開発する運びになっております。

昨年のメイン課題とされてきました新価格体系構築に向けての推進活動につきましては、日食協が基本提言しております「定率に加えて定額の導入」が業界に定着化するよう、卸業界結束のもとに引続き主張して参りたいと思います。

農林水産省ご当局では、このたび、食品流通新時代構築のための諸施策を新たに打ち出されましたが、この新しい構造改善推進事業に日食協は積極的に参加し、卸売業界の基盤強化を図って参ります。

そのための実務対応窓口として昨年、運営委員会内に「構造改善実務研究会」を設置して加工食品卸業界の明日を切り開くためのビジョン策定作業を開始したところであります。

国内、国外ともに諸情勢は急テンポに変容しつつありますが、明日を恐れず、会員相互の英知を注ぎつつ、一歩も二歩も前進する食品卸業界に育て参りたいと念願致します。

「商慣行改善」で要望活動を展開

関係行政官庁指導のもと“卸新時代”構築へ

商慣行の見直しについては、関係諸官庁においてその改善方向・指針等がすでに示されているが、日食協では、これらの指針に沿いつつ、このたびお得意先に対して商慣行の改善に対する要望書を作成した。

この取りまとめに当たっては、構造改善実務研究会、運営委員会、正副会長会議、さらに11月28日には理事会を開催するとともに、農林水産省、通商産業省、公正取引委員会等にたびたび足を運び、適切な指導を得てきたところである。

すでに、農林水産省および通商産業省では、日食協として要望活動を進めることについての諒解が理事会開催時点でなされており、公正取引委員会内部における検討結果待ちとなっていたが、経済部事業者団体指導官付からは大筋において問題はないとの判断は得られていたものの、正式回答あるまで待機することとし、支部にもその状況を伝え協力を求めた。

しかし、事態は日を経るごとに深刻化し、待ち続ける間も再三にわたり公正取引委員会側に早急なる検討方を要請した。

待つこと久しかったが、旧ろう13日、正式に公正取引委員会より要望書内容の了承があり、これを契機として日食協は商慣行の改善に向け、卸の新時代構築を目ざし着実に歩を進めることとなった。

要望書の全内容は次の通りである。

理発 第677号

平成2年12月13日

お 得 意 様 各 位

日本加工食品卸協会
東京都中央区日本橋室町2-5-11
(江戸ビル4階) TEL:03-241-6568

支部名

取引上のお願い

拝啓 貴店におかれましては、ますます御隆昌にてお慶び申し上げます。

平素は格別なるご愛顧を賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、現下の社会経済情勢は、いざなぎ景気を凌駕する根強さのもとにありながら、様々な問題点が惹起しております。

ことに、社会経済活動は地球的規模で論議される次元へと、舞台が拡大しておりますことは御高承の通りであります。

このことは、今春合意を見ました「日米構造協議」に端的に現れていると存じますが、の中で当業界に直接関係する問題として「商慣行改善問題」があります。

この商慣行改善問題につきましては、公正取引委員会のガイドラインのほか行政諸官庁よりそれぞれ方向が示されました。

<農林水産省にあっては>

食品流通問題研究会報告書

食品流通新時代：一多様な選択機会の形成と多様な食の創造—

<通商産業省にあっては>

産業構造審議会流通部会及び中小企業政策審議会流通小委員会合同会議中間答申

これらの指針等に沿いつつ、取引上のお願い事項を掲げさせていただきます。

【取引上のお願い事項】

1. 返品については、公正取引委員会が公表している「不当な返品に関する独占禁止法の考え方」に基づいて作られた日本百貨店協会及び日本チェーンストア協会の「返品に関する自主規制基準」において、次の事柄を自粛することとしており、通商産業省の中間答申でもふれられているところです。

- ・納入業者に責がない汚損又は毀損商品の返品
- ・納入業者が再び販売することのできない商品の返品
- ・月末又は期末の在庫調整のための返品
- ・店舗又は売場の改装に伴う返品
- ・販売店の明らかな需要予測違いによる返品

また、農林水産省の報告書では、次の事柄が取り上げられております。

- ・厳格な日付管理による返品

2. 労務提供については農林水産省の報告書では、次の事柄が取り上げられております。
 - ・在庫商品の棚卸しのお手伝い
 - ・商品納入時に行う値札貼り、陳列のお手伝い等
3. 配送については、農林水産省の報告書及び通商産業省の中間答申では、次の事柄が取り上げられております。
 - ・一方的な多頻度小口配送
4. 協賛金については、優越した地位を不当に利用して商品の購入や協賛金を強要するような行為は不公正な取引方法に当たるおそれがあるとされています。

以上の事柄に関しましては、会員各社ともその改善を乞い願っているところであります。

つきましては、加工食品卸の個別企業ごとに、返品・配送・労務提供問題等に関し、お得意様各位に御相談に伺うことが多々あるものと思えます。

もとより、これらのことは本来、個々の会員がお得意様各位とのお話し合いで解決すべき問題であります。会員が貴店にご相談に参りました節は、どうかその趣旨を御賢察賜り、よろしく御協力下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

<参考資料>

「商慣行改善問題」に係る関係行政官庁の指針（抜粋）

「商慣行改善問題」に係る関係行政官庁の指針のうち、特に返品、労務提供、多頻度小口配送、独自の表示、商品管理及び協賛金等の要請については、農林水産省、通商産業省、公正取引委員会においてそれぞれ次のような研究会、部会、検討委員会の取りまとめの結果を公表している、以下、これらを抜粋する。（抜粋次頁）

☆

☆

☆

なお、上記要望書の配布は、それぞれのお得意先に卸企業が個別に手渡し、理解と協力を得よう話合うことになるが、本部から支部名併記の必要枚数を各支部宛一括送付する手筈である。

また、個別配布にあたっては、各支部において配布方法、配布の時期、要望先リストおよびお届け先窓口等々につき、あらかじめの支部手配を願う段取りにしている。

「商慣行改善問題」に係る関係行政官庁の指針 (抜粋)

改善事項	農林水産省：食品流通問題研究会報告書（食品流通新時代—多様な選択機会の形成と多様な食の創造—）	通商産業省：産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会（商慣行改善の基本的方向について）	流通・取引慣行等と競争政策に関する検討委員会：（流通・取引慣行とこれからの競争政策）
返品	<p>納入業者にとって返品は単に売買契約が解消され、代金が受け取れないだけでなく、返品に係る運送費等の諸経費が納入業者サイドの負担になってしまうという場合が多い。</p> <p>また、最近では大手小売業者等による厳格な日付管理等の実施が返品を増加させる要因ともなっている。</p> <p>こうした返品については、独占禁法上の不公正取引（優越的地位の濫用）防止の観点から、これまでも大手百貨店やスーパーが自主基準を作成し、その縮小への取組みの動きもみられているが、今後とも仕入れ契約の中で「買取仕入」「委託仕入」など仕入条件を明示して双方の義務を明確化し、安易な返品が生ずることのないよう、取引条件面からの明文化を進めるなど各業界の積極的な取組みが求められている。</p>	<p>優越的地位の濫用行為としての返品が行われるべきでないことは当然であり、すでに、百貨店、スーパー等においては不当返品防止のための自主規制基準が作成されているが、今後この一層厳格な遵守に努めることが必要である。</p> <p>返品については、以下の改善が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事前に契約形態（買取仕入か委託仕入等か）、取引条件を当事者間で明確にしておくことが望ましい。 2) 買取仕入の場合は不良品、納品違い、納期遅れ以外は無返品を原則とすべきであり、特に店舗改装、売場変更のための返品は廃止されるべきである。また当事者間で返品の発生を許容する場合には事前に返品条件（返品許容期間、返品に係る運賃負担等）返品手続き等が明確に定められることが望ましい。 3) 委託仕入等の契約は商品の特性、納入側の意向等により必要な場合にとどめることが望ましい。 	<p>返品慣行は、小売業者の豊富な品揃えが可能になる等の利点を有している一方、商品の売れ残りのリスク負担が不透明となる。仕入サイドの一方的な都合で行われ、返品を受ける事業者に不利益を与える。売れ残りの商品の値引き販売を行いにくくする等の問題を生じやすい。</p> <p>〔独占禁止法上問題となる具体例〕</p> <ol style="list-style-type: none"> a 小売業者の優越的地位の濫用行為と認められる場合には違法となるもの <ol style="list-style-type: none"> (a) 返品を条件とした取引であることが取引当事者間で明確でない場合 (b) 返品についての危険負担が相手方に不利益なものになっている場合 b 客観的にみて価格維持を目的とした行為であると認められる場合には原則違法となるもの・メーカーが流通業者に、売れ残り品を返品することを条件とすること

労務提供

商品納入業者が行う労務提供は、

- ①商品納入時に行う値札貼り陳列サービス
- ②特売、各種催事の手伝い
- ③棚卸、開店時等の手伝い
- ④手伝い店員の派遣

等多様であるが、このような労務提供は

- ①労務の提供というサービス行為が事実上無償で行われていることが多いこと
- ②労務提供要求時期が一時期（例えば配置替えは春秋、棚卸しは期末）に集中するほか閉店後の夜間や休日作業になりやすいこと

等、労働力提供側に過重な負担を強いるものとなっており、双方の合意に基づく取引上の条件として明確化していく等、具体的な対応が必要である。

多頻度小口配送

近年、有力小売チェーンを中心に店舗の在庫コストや製品の品質管理費用の削減、労働力の制約等のため、納入業者に対して「多頻度・小口配送」を要求する動きが強まっている。

こうした多頻度・小口配送は、店頭商品の鮮度管理等とともに、地価高騰などを背景に店舗のバックヤード機能を川上に転嫁するものである。

物流経費が納入業者の負担とされている我が国においては、小売業者の取引上の優位

- 1)派遣店員については、新製品など販売に関する専門知識、特殊な技能が必要な商品の販売等のために行われ、かつ納入業者の直接の利益となる場合に限る等、その対象品目、目的、要件の明確化に努めることが望まれる。また納入業者の意に反して、長期の派遣を要求しないことが必要である。
- 2)協賛金の支払いについても、それが納入側の商品の販売を直接促進させることとなるものに限ることが望ましい。
- 3)消費者保護の観点からも派遣店員に識別マークを付ける。小売店側で誤った印象を与えるような販売方法をとらないよう十分な指導を行う、等が望まれる。

- 1)大手小売業が納入業者に一方的に負担を負わせることのないよう、システムを構築した上で、小売業者が負担すべきコストと卸売業が負担すべきコストを事前に明確にする等、取引内容とそれに伴うコストの負担関係を算定根拠と共に明確化すべきであり、多頻度小口配送という結果だけを一方的に求めることは望ましくない。

派遣店員の慣行は、メーカーにとって消費者ニーズの動向を直接把握できる、小売業者にとって専門的な商品知識の不足が補われる等の利点を有している一方、小売業者サイドの一方的な都合で派遣が要請され、メーカーに不利益を与える、メーカー派遣店員を通して小売価格等に関与しやすくなる、販売力の大きい小売業者に優先的に派遣されやすいなどの問題を生じやすい。

〔独占禁止法上問題となる具体例〕

- a 小売業者がその地位を不当に利用して派遣を要請すること
- ・小売業者の優越的地位の濫用行為として違法となるもの
- b 原則として違法となるもの
- ・メーカーの指示に基づき派遣店員が小売業者の販売価格の自主的な決定に関与し拘束すること
- c 不当に差別的な取り扱いであると認められる場合には違法となるもの
- ・販売力の大きい小売業者に対して優先的に派遣すること

協賛金の要請

大規模小売業者の仕入体制システム化は、小売業者間の競争を促進し、納入業者の合理化を促す等の利点を有している一
--

<p>独自の表示商品管理</p>	<p>性などを背景として、これに伴う仕分けや配送経費等の増加が、殆ど納入価格に反映されずに、納入業者側の負担となるケースが今まで多かった。</p> <p>しかし、多頻度・小口配送の進展や労賃の上昇等から、製品価格の引上げを求める動きもみられるなど、端的に消費者価格への影響が現れつつある。</p> <p>店舗扱い商品について製造年月日等、独自の表示基準や製造から納品までの許容期間を設定し、その順守を納入業者に求める動きが見られるが、保存性の高い加工食品等について、法令や規則の範囲を越えて表示を義務付けることは生産・流通効率の低下や良品返品を増加を招き、その負担コストは最終的に消費者に転嫁されるおそれが強い。より高度なサービスを求める場合は相応のコスト増と生産からの流通、消費に至る各段階での相応のコスト負担は当然の結果であり、必要以上の配送の多頻度・小口化や商品管理は消費者価格の上昇を誘発しかねない。</p> <p>店舗の差別化のため、利便さや鮮度等を強調した一面的な対応は消費者をミスリードする恐れもあること、更に良品返品等による環境等への社会的影響も懸念されていることに留意すべきである。</p>	<p>2)消費者の購買行動、商品の特性等を踏まえた上で各小売業者が商品毎に関係業界において合理的な受発注単位、配送頻度等を設定する等の取り組みが望まれる。</p> <p>3)小売業側で商品の特性、賞味期間、消費者の消費行動等に対して合理的な販売期限を設ける等の取り組みが望まれる。</p>	<p>方、その費用について根拠等を示さないまま納入業者に負担を要請する場合には、納入業者に不利益を与える等の問題を生じやすい。</p> <p>〔独占禁止法上問題となる具体例〕</p> <p>小売業者が優越した地位を不当に利用してシステム化に伴い生じる流通費用の負担や自社専用の値札等の購入を不当に要請する場合には違法となる</p> <p>納入業者に対する不当な商品販売（押し付け販売）および協賛金の負担要請</p> <p>〔独占禁止法上問題となる具体例〕</p> <p>小売業者が優越した地位を不当に利用して商品の購入や協賛金を不当に要請することは違法となる。</p>
------------------	--	--	--

理 事 会

重みを増してきた日食協活動

商慣行改善等関連議題協議

平成2年11月28日正午から千代田区丸の内の鉄道会館ルビーホール12階明星の間において、理事会を開催した。

この日の理事会は、ご都合により國分会長が欠席されたので議長には副会長の松下善四郎氏がつとめられた。

開催にさきだち次のような会長メッセージの代読があった。

「この平成2年度の活動はこれまでの活動年度とはいささか環境が異なる状況のもとでの活動展開であったと思われる。

その一つは、人手不足等に伴う物流コストの異常な高騰問題、そしてそのもう一つとして、日米構造協議に係る行政諸官庁における商慣行等に関しての行政の立場からの一連の見直し問題が挙げられる。

日食協では、運営、商品、情報、物流、食品取引の各委員会並びにCBO等を中心に、その傘下のワーキンググループが、それぞれ連携を図りつつ、上期活動が推進されてきたが、いずれにしても直接、間接にこれらの問題に係わりあいながら、現在に至っていると考えられる。

なかんづく、新価格体系実現にむけての物流コストの算出結果の公表と、その後のメーカー対応状況についての実体調査、農林水産省が打ち出した構造改善推進事業に対応すべく運営委員会内に新たに設けられた「構造改善実務研究会」が意欲的に取組んでいる商慣行改善のための調査要望等の諸活動を初めとして、即引化の推進並びに返品問題改善のための対応、情報に係る標準システム化に向けての基準書の整備活動、さらにはメーカーも活用できる酒類食品統一伝票の開発、缶詰賞味期間表示に関するCBOとしての対応等々、卸業界にとっては、いずれも重要な問題に対し積極的に取り組んできた。

これらの諸活動については、各委員会等を通じ報告申しあげるが、どうか前向きのご審議

をいただきたい」旨代読。署名人2名（野老理事，杉野理事）を指名のうえ，各議題の審議に入った。

第1号議案：平成2年度上期活動経過報告に関する件については，最初に磯内運営委員長より，各委員会活動の上期活動を総括しての報告があり，なかんずく新価格体系のメーカー対応状況の現況に触れられ，なお引続き体系構築のための活動を推進する旨，意向が述べられた。

また，取引慣行の是正については，卸売り業界が最も厳しい状況下におかれており，さらに深刻化が増してきているが，支部単位で小売業界へ改善方を申し入れたいと強い要望もあり，これに応えるべく種々検討を重ねた結果，末端での混乱を避けるうえからも日食協本部において要望事項をまとめあげ形の整ったものを提供申しあげるべく，このほどその要望書案を作成したとの報告があった。

続いて食品取引改善委員会の橋委員長より，新価格体系実施状況の現況につき5月11日の運営，取引改善両委員長連名によるメーカーへの要望開始以来，これまでに至る概況を報告，このほど改善委員会メンバー11社の協力のもとで，メーカー70社のその後の対応状況を調査した結果につき概略説明があった。（15頁参照）

返品問題等に係る活動の現況については，加藤商品委員長および市ノ瀬座長より，①割戻金即引きに係る現況は良好に進展を見ており，概ね目的達成の域にある。②返品是正問題に関しては，昨年第2回目の実態調査を行ったが，本件は日米構造協議とも直接的な係わりがあり，特に商慣行の見直しが関係行政官庁において検討されている中であって，これらの問題を包括し，構造改善実務研究会で取引条件の改善・労働力不足の問題等抜本的に取り組んでおり，現状認識を把握のためのアンケート調査も実施することとしている旨報告があった（関連記事3頁参照）

なお，市ノ瀬座長より商慣行改善に係る得意先への要望書につき原案の提示があり，協議の結果，公正取引委員会の了解を待って要望活動を進めることになった。

情報システム化委員会の活動に関しては，(株)小網・情報システム部長の岸史郎副委員長より①酒類食品卸・メーカー企業間オンライン基準書の第3版発刊については現在ネットワーク検討会においてとりまとめ作業を進めており，商品案内情報システム，在庫報告システムおよびITF（統一物流バーコード）を新たに組み込んだものを整備発刊する運びとなっている。②その他，酒類食品統一伝票をメーカー使用可能な伝票に開発すべく作業を進めて

いる。③JCA/DPP研修会を実施等々の報告が行なわれた。(前号参照)

物流委員会の活動現況については、田尾委員長より新価格体系構築に係る物流コスト算出作業を物流委員会およびそのワーキンググループが中心となり、本年の1月～5月を対象に酒類・冷食を除いた業態別(スーパーおよびCVS)のコスト実態を調査し公表したが、食品取引改善委員会が重点的に取り組んでいる定額部分とどのように見合うか、また、このたびの算出が1～5月の時点での瞬間風速的なコスト実態であったことに鑑み、これを定期的に算出できるようまた、全国的に運用できるようなフォーマットづくりに取り組み、これらの活動を積み重ねることにより、コストダウンにつながる資料となるよう努力したいとの報告があった。

缶詰ブランドオーナー会活動状況に関する報告は野老CBO幹事長よりなされ①新物みかん缶詰は原料の減産に伴う高値で推移し、例年になく厳しい状況におかれているが、生販相互の利益商材となるよう、日本蜜柑缶詰工業組合側との情報交換を随時開催し、市場の安定化に努めている。②賞味期間の表示問題については新物みかん缶詰からぼつぼつ表示ブランドが市場に出回ると見られるが、主な缶詰(賞味期間36カ月)以外のその他缶詰は任意期間表示も許される状況のままに置かれており、今後、消費者にこれらの出回りにより誤解を招くことのないよう、単品別にさらに検討する場を設けていただきたい旨、(社)日本缶詰協会に要望した等々の報告があった。

第2号議案：各支部の活動状況報告に関する件は、会報67号報告の通りであり、出席支部長の個別報告は定時総会において行うことを承認。

また、第3号議案の下期重点活動については、第1号議案の各委員会報告を踏まえ、引続き前向きに推進することを確認した。

第4号議案は事務局より新規加入会員(5社)、退会会員(8社)の報告があり、続いて第5号議案の収支状況報告については事務局より10月末日時点の収支説明を行ったあと、11月13日に実施した監査結果を西野監事より財務諸表に相違がなかった旨報告があった。なお、第6号議案その他については、このたび優良企業等表彰事業の企業表彰で株式会社渡喜が農林水産省食品流通局長賞を受賞されたことにより、同社澤田宏取締役社長より謝辞があった。

以上、1号議案～6号議案のすべての議案を原案通り承認し、下期活動を積極的に推進することとなった。

委員会活動の基本方向固める

正副会長会議で重点活動を確認

去る11月21日午前10時から日本橋精養軒において正副会長会議を開催した。

主な会議内容としては、平成2年度の各委員会重点活動報告（運営、商品、情報、物流、食品取引の5委員会）と前掲11月28日開催の理事会提出議案内容の審議に重きが置かれた。

この日の出席は、國分会長、磯野副会長、松下副会長、廣田副会長の4正副会長を中心に磯内運営委員長、加藤商品委員長、田尾物流委員長、橋食品取引改善委員長および即引、返品、税制、構造改善担当の市ノ瀬座長、新価格体系担当の大竹座長、事務局からは北田専務理事の11名。

各委員会の重点活動についての報告があったうち、特に新価格体系構築に係るメーカー対応の現況、商慣行改善のための要望活動の推進問題が最重点課題とされ、今後の基本方向としてどう取り組むべきか、それぞれの活動報告の中で重点的活動路線が確認された。

新価格体系のメーカー対応の現況に関しては、食品取引改善委員会11社の協力により、メーカー70社についての価格体系、基本手数料、物流補助の変更有無等の情報を寄せ合わせてまとめた区分表をもとに、橋委員長よりその概要が報告された。

なお、区分表についてはさらに整備したうえで理事会に資料提示することとなった。

商慣行改善に関しての要望書案は、人手不足の問題をはじめ、物通コストの高騰等、日米構造協

議に係る一連の商慣行見直しと相錯綜するごとく流通業界に大きな話題をもたらしているが、これらを取引条件という観点から捉えると早急対応しなければならない問題が山積している。

その現れとして一部の地域卸団体等ではお得意先に対し企業連名による要望活動を進めている向きもあるが、日食協という全国団体の立場で取引条件あるいは就労環境の改善を図るにはどうすべきか、その対応策の一環として、①構造改善実務研究会が窓口となり、アンケートを実施する。②返品、労務提供、配送、協賛金等、加工食品卸業界が現在抱え込んでいる深刻な問題につき小売業界に対しての協力要望活動を進める等々が具体的に詰められ、今後の活動指針が明確化された。

なお、要望書案の作成については、市ノ瀬座長と事務局においてさらに内容を整備したうえで理事会に諮ることとなった。



各委員会の機能化に努める

問題提起に積極対応

11月28日午前11時から鉄道会館ルビーホール12階明星の間において、同日正午から開催される理事会（前掲）にさきがけ運営委員会をひらき、理事会提出諸議案等に関する件を協議した。

特に理事会の主議題ともされている新価格体系実施状況に関しては、食品取引改善委員会ならびに新価格体系構築検討協議会の卸4社代表によってまとめられたメーカー70社の対応の状況区分表

と関連添付資料をもとに、その概要を橋委員長より報告説明があったが、協議の結論としては日食協が提言してきた定額の導入はいまだしの状況にあることは否めず、価格改正はあったものの、満足できる段階ではないとの受け止め方がなされ、引続き積極的な働きかけを進めるべきだとされた。

運営委員会は他の4委員会およびCBO等との有機的連動を図り日食協活動の中枢をなしている委員会であるが、流通環境がより厳しくなるにつれ、常に新たな問題提起がもたらされ、その活動範囲はより広く、より深いものへと移り変わってきており、団体機能の要の機関としてさらに重きをなしてきた。

今回、理事会が開催されるに至るまでの過程を詳かにふりかえって見ても、各委員会、WG等の活動の円滑化を常に留意しつつ方向づけの明確化を図り、委員会相互の機能化に努めてきたことがうかがえる。

以下、平成2年11月～12月の年内活動を委員会別に追って見ることとする。

「食品卸売業構造改善」で調査実施 —実務研究会活動に大きな期待—

昨年、9月26日にスタートした運営委員会傘下の構造改善実務研究会（座長市ノ瀬竹久氏）では、11月15日午後3時から日食協会議室において、第3回目の研究会を開催し、取引条件をはじめとし、労働力問題等の実態を把握するためのアンケート調査原案の内容につき協議した。

この研究会には、農林水産省側から食品流通局商業課より徳永陽一係長、補助事業窓口団体とし

て(社)食料品流通改善協会側から渋谷浩一業務部課長代理が出席、各メンバーの積極的な意見交換のもとで設問等の最終整備を行った。

また、このアンケートの作成に当たっては同研究会の顧問としてご参画願った東京経済大学教授の宮下正房先生にもアドバイスいただき、11月21日の正副会長会議、続く11月28日の理事会説明を行ったうえで、旧ろう5日発送作業をすべて完了した。

アンケートの対象は日食協の会員300社のほか地域卸企業150社の計450社に宛て郵送。その回収先は流通政策研究所のご協力を得て同所宛に回答する手筈となっている。

このアンケートは「食品卸売業構造改善に関するアンケート」と表題し、その調査趣旨は次の通り。

「最近における消費者ニーズの変化や小売商業に係る諸規制の緩和等により、卸売業をめぐる経営環境は大きく変化しており、こうした変化する環境のなかで、食料品卸売業者が適正に事業を営み、さらに発展させていくためには、個々の企業基盤の強化や合理化の推進に努力するだけでなく、食料品卸売業界が業界を取り巻く諸問題を的確に把握し、その解決を示し、さらに今後の方向づけをすることが必要である。

現在、食料品卸売業界は、物流機能、取引条件、情報化、労働力、組織強化等のさまざまな部門で今後の卸売業界の根幹にかかる深刻な問題を抱えているのが現状で、こうした状況に鑑み、直面している最も重要な課題を中心としてテーマを選び、

組織の強化に資することとするもの」とその趣旨目的にうたわれている。

アンケートの主な設問内容は、企業概要と一般加工食品における取引先構成をフェースとし就業環境（休日、労働時間、労働力事情）について問い、また取引慣行（取引条件、自社物流の最低受注、単位数量、配送形態、リードタイム、日付管理、値札貼付、労務提供、返品等々）の状況および仕入先との取引慣行につき当面する最も身近な問題を把握するためのアンケートとなっている。

このアンケートが流通ビジョンを策定するための基礎的調査となるだけに、回答率の高まりに大きな期待が寄せられている。

旧ろう13日、第4回目の構造改善実務研究会を開催したが、流通政策研究所に集められた回答数は全体の割に早くも達しており、この日の研究会では、回答分析の作業をどのように進めるか、また、報告書取りまとめの年明け後の作業スケジュール等につき話し合いが行われた。

「新土地保有税」の特例を陳情

旧ろう3日、(社)食料品流通改善協会を代表団体とし、日食協ほか日本外食品卸協会、全国小売市場総連合会、全国食肉事業共同組合連合会、全国水産物商業協同組合連合会、全国青果物商業協同組合連合会の7団体は、政府自民党税制調査会が年明け国会に提出する新税法案、いわゆる新土地保有税（地価税）が導入されると国民の生活必需品としての食料品を扱う流通業界にとっては死活問題にも直結することになるとして自民党税制担当委員に対し直接陳情を行なった。

その陳情書の要旨は次の通りである。

新土地保有税の特例に関する陳情

私ども食品流通業者（食品小売業・卸売業者）は、最も基礎的かつ日常的な物資である生鮮食料品等を1億2千万人の国民に対し、安定的、効率的かつ迅速に供給するという重要な責務を果たすため、日夜全力を傾注しているところであります。

食品流通業は、地価の高い消費地に立地するという特性に加え、競争の激化、コストの増大等から極めて厳しい立場に置かれているため、今回の新税が導入されれば、直ちに価格に転嫁され、国民の食生活にかかる価格を直接押し上げることとなります。従いまして、次の事項につきましては特段の御支援を賜りますよう、全国の業界を代表してお願い申し上げます。

- | | |
|-----------------|-----|
| (一) 小売市場の用地 | 非課税 |
| (二) 食品流通業者の事業用地 | 非課税 |

なお、新土地保有税にかかわる陳情先議員は下記の通り。

松岡利勝、宮路和明、赤城徳彦、鳩山由起夫、大野功統、古賀正浩、井出正一、中川昭一、石破 茂、松浦 昭、合馬 敬（参）の11議員

「日米構造協議とこれからの流通」

日食協経営研修会を開催

11月28日の理事会終了後に引き続き恒例の日食協経営研修会を鉄道会館ルビーホール12階鳳凰の間で午後3時から5時の2時間にわたり開催した。

テーマは「日米構造協議とこれからの流通」と題し、講師には専修大学経済学部教授であり、また公正取引委員会の流通問題研究会の座長もつめられている鶴田俊正先生をお迎えして ①アメリカの対日要求および日本の対応 ②なぜ構造協議か ③日本の何が問題か ④構造的障壁は何か ⑤開かれた社会への転換等々広い範囲にわたっての講演であった。

特に内外価格差に象徴される市場の歪みの是正大店法の規制緩和等に係る流通制度の閉鎖性の是正問題、排他的取引慣行の是正などこれからの卸業界にとって関連度合いの深い内容の講演であり、会員、賛助会員 120名が参加しての有意義な研修会となった。

株式会社渡喜が局長賞受賞

第12回食品産業優良企業等表彰

農林水産省、(財)食品産業センター、(社)食料品流通改善協会主催による第12回食品産業優良企業の

表彰が11月26日午後3時から東京虎の門のパストラルホテルにおいて開催された。

日食協会員の中からは理事店であり、東北支部の支部長店でもある株式会社渡喜が、農林水産省食品流通局長賞を受賞した。

同社は、昭和38年東北ボランタリーチェーン店を組織、共同仕入れ等によりコストの低減と低価格流通の促進を図り、昭和44年にはキャッシュアンドキャリー方式による現金卸部門を開設、流通コストの低減化に努めるとともに、昭和53年にはコンピュータの導入、昭和62年には新配送センターを建設し、合理化および在庫管理のシステム化を進め、流通の近代化に貢献した。

また、昭和52年、日本加工食品卸協会の設立にあたり、発起人として参加し、設立後理事、東北支部長として加工食品卸売業の発展と地位の向上につとめたことがその大きな表彰理由とされている。

“新価格体系構築”メーカー対応の現況

「定額導入」はいまだしの感

日食協ならびに東京都食品卸同業会など地域卸同業5団体が提言し、有力メーカーに対し協力要望し続けてきた新価格体系の一連の構築活動につき旧ろう、その結果が総括され、内容区分と対応の現況等が明らかにされた。

食品取引改善委員会では、昨年4月11日開催の第12回「新価格体系構築検討協議会」における検討協議結果を踏まえ、同年5月7日付きで運営委員長並びに食品取引改善委員会委員長の連名により、メーカーに対し、物流コスト算出作業を早急に開始し、卸サイドの物流コストの実態を7月早

々にも具体的に資料提示したい旨申入れ、その分析結果をもととしての協力を要請。

続く7月10日の第13回目の構築検討協議会の席上、平成2年1月から5月までの5ヵ月間を対象とした「90年度業態別物流コストの実体調査結果」を発表し、価格改正に当たっての提言事項の配慮方を要望したところであるが、日食協の新価格体系構築活動の真剣な協力呼びかけに反応あるかの如くに主要メーカーにあっては、物流コストの高騰・人件費の高騰、円安等を要因理由として、価格の値上げと割戻金体系の改正がそれぞれに手がけられてきた。

こうした背景のもとに食品取引改善委員会では、平成元年の11月時点で実施した新価格体系並びに割戻金体系の実体調査と同様の要領にもとづき平成2年1月以降に改定された価格体系が、日食協提言の「定率に加えて定額の導入」に沿ったものであるかどうか、また、卸売業にとってその改定結果がプラスとして現れているものになっているか否かをメンバー11社で分担調査を試みるとともに、今後のメーカー対応と取引正常化等に資するべくその実体につき取りまとめを行なった。

この調査結果については、11月21日の正副会長会議、同月28日の運営委員会ならびに理事会で報告があり、旧ろう20日開催の賛助会員世話人会で運営委員長および協議会の大竹座長より状況説明等がなされた。

調査対象メーカーは70社
うち改定なしが19社

このたびの調査対象期間は平成2年1月から同年10月末までの対応の実態を把握すること、それによって内容評価を試みることに力点が置かれ、その対象メーカーは、前回調査同様70社となっている。

このたびの取りまとめで明らかとなった改定実態は次の通りである。

※価格体系ならびに割戻金体系の未改定メーカーは70社中19社となっており27.14%を占めている。この19社の中では飲料メーカーの未

対応が目立つ。

※価格体系ならびに割戻金体系、またはその何れかを改定したメーカーは51社の72.86%であった。

なお、この51社のうち値上げ（改定）したメーカーで、価格体系・基本手数料および物流補助が変更されたかあるいは不変であるかの実態については、次のような状況となっている。

価格体系改定（値上げ）メーカー：50社（71.43%）。但し、変更有無のメーカー数は同一メーカーでも商品群によって異なるメーカーがあり累計では54となる。

		割戻金体系			
	価格体系 の変更有 無	基本手数 料の変更 有無	物流補助 の変更有 無	メーカ ー数	
区	○	○	○	7 社	
	○	○	×	8 社	
	○	×	×	12 社	
	○	×	○	13 社	
分	×	○	○	2 社	
	×	○	×	—	
	×	×	×	4 社	
	×	×	○	8 社	

〔○印=変更あり ×印=変更なし〕

上記のうち、価格体系の改定なしで基本手数料・物流補助が改定されたメーカーが1社あった。

改定内容の評価結果は下記の通りであるが、その評価に当たっては倉入・倉出しの改定メーカー51社（商品群別には55）のうち、①その評価基準はメーカー発表の価格体系と割戻金体系の新旧の対比とし、②評価方法としては、価格体系にあっては、仕切価格と小卸価格に対する掛率の増減（卸マージンの増減）により評価し、また、割戻金体系は基本手数料と物流補助の増減または新設で評価した。その結果は、下記のような判定内容となっている。

- ①価格体系並びに割戻金体系が改善されたメーカー 15(27.78%)
- ②価格体系のみ改善されたメーカー 6(10.90%)
- ③割戻金体系のみ改善されたメーカー 20(36.36%)

④価格体系改悪も割戻金体系改善

メーカー 4(7.27%)

⑤価格体系並びに割戻金体系とも

不変メーカー 8(14.54%)

⑥価格体系改悪で割戻金体系不変

メーカー 2(3.63%)

以上のような実態内容であるが、70社中51社が価格体系ならびに割戻金体系を改定したことは、周辺環境等の外部要因が大であったとしても、日食協のこれまでの新価格体系構築活動に対する理解も高まったが故と考えられる。

そして、このたびの調査期間中に改定のなかったメーカーで、今春をめどに改定に向け検討を進め実施するとしているメーカーもうかがえることは、これからの流通路線に沿うものとして期待の寄せられているところである。

とは言え、いまなお反応なきメーカーも散見されることから、日食協としては今後も継続的に新価格体系構築の活動を推進する必要があるとされている。

また、活動展開の根幹はあくまで「定率に加えて定額の導入」すなわち、物流コストの補填を中心とすることにあり、そのための年度別、地域別、業態別、商品群別物流コストの算出は継続的に実施し、理解度が高まる資料提供に努めるとともに、今後、さらなる新価格体系構築への前進があり、卸業界にとって拡大再生産のための投資が確保できる正常なマージンが定着化されるよう、そのささやかなマージンアップ分が、必ず手許に留保されるべく卸自らの経営姿勢を培うとの相互確認もなされたところである。



受発注フォーマットの項目を整備 〈ネットワーク検討会〉

情報システム化委員会のネットワーク検討会では、11月20日に引き続いて、旧ろう18日、第48回目の検討会を開催し、F研活動状況報告ならびに商品案内WGおよび統一納品伝票WG活動状況の報告等を中心に基準書第3版発刊のためのとりまとめ等を検討した。

特に商品案内WGの検討事項の中には全国酒類卸売業協同組合側とのフォーマットの仕様ガイド等のすり合わせが行われており、検討事項の整備について意見交換した。

また、第47回の検討会において協議された受発注フォーマットの運用基準の各項目検討（伝票ヘッダーレコード、同オプションレコード、明細行レコード、エンドレコード等々）の最終的な確認がなされた。

商品案内情報で酒類卸業 協組側との整合化で協議

商品案内情報WGでは、11月29日および12月12日（第15回）会合し、商品案内システムの運用基準等について意見交換した。

このワーキングの作業進展段階において、11月29日の第14回WGには全国酒類卸売業協同組合側との整合化を期するため同組合側から塚本英一氏の参画を得て話し合いが進められ、基準書の第7章

に盛り込まれる荷姿の扱いに関するパターン分け、レコードレイアウトの使用ガイドの確認等が行われた。

続く第15回目のWGには同組合の伊登孝司氏も加わり、基本部レコード、価格部レコード、商品内容オプションレコード等々のすり合わせを行なった。

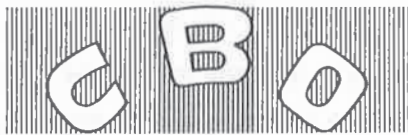
また、同組合と中央会の作成による酒類情報管理センタ説明書（平成2年5月改定版）の資料をもとに商品マスタ入力表、セット商品入力表と同記入マニュアルにつき説明を得、意見を交換した。



11月26日正午から日食協会議室において第21回目の物流ワーキンググループを開催し物流コスト算出基準の整備ならびに継続活動のスケジュール化等につき協議した。

前回WGに引続いての物流コスト算出については、センターフィーの項目追加のほか、特に酒類と食品との区分をどうするか、個当たりの売上按分比の算出の可否などを意見交換した

ワーキンググループの今後のスケジュール化については、さきに賞味期間、製造年月日の外箱、中箱表示の実態を調査し、メーカー要望したところであるが、その後の進捗状況を継続調査することが確認された。



缶詰ブランドオーナー会

賞味期間で再要望

—その他缶詰の「任意表示」問題—

缶詰ブランドオーナー会の果実部会、品質対策委員会等では、昨年3月合意のあった「主な缶詰」の賞味期間が「製造後36カ月」と表示することで新物みかん缶詰からぼつぼつ切替えられる状況にあるが、その他の缶詰の表示についてはその期間は任意に前倒しすることが野放しとなっており、流通の立場からは、商品管理が極めて複雑化するばかりでなく、消費者サイドの混乱を招くおそれが多分にあるとの観点から、業界内での事前の対応策が必要とし、そのための協議の場を設置するよう(株)日本缶詰協会側に対し、11月22日付で流通団体の立場の日食協として申入れた。

要望書要旨は次の通り。

「缶詰賞味期間の表示」につき再要望の件

拝啓 秋冷の候 貴協会ますます御隆昌にてお慶び申し上げます。

さて、缶詰賞味期間の表示に関しましては、先に「主な缶詰」における合意が缶詰業界においてなされましたが、これは、その表示に係る初期段階の業界合意であり、むしろ今後の対応こそ肝要であると存じます。

つきましては、缶詰業界の指導的立場にあります貴協会におかれましては、引き続き

の業界課題として、下記の事項につき対応策を進めて頂きたく、流通に携わる卸業界の立場からお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 賞味期間の表示問題に関しては、弊協会より要望の缶発第 536号 4 項にて「科学的試験を実施し、その結果 3 年又は 36 カ月以内のものの表示が必要とされる場合は、すべて関連機関への届出を原則とする」旨の条件付き要望を申し上げたところではありますが、「主な缶詰」の合意のなされた後の「その他缶詰」についての検討施策がまだ進められていないことは、今後の缶詰業界にとり問題を残すことになりかねません。
2. 長期間にわたり真摯な姿勢で相互協議した業界努力も上記に係る問題対応が施されない限り「主な缶詰」の賞味期間表示の信憑が問われるばかりでなく、さらには「主な缶詰」が表示することにより、その犠牲となる惧れがあります。
3. 上記のことは、弊協会要望の缶発第 536 号 6 項とは、関係のない課題であります。
4. これから、賞味期間の任意表示が行われようとする段階で「パンフレット」を積極的に配布することはいかがなものかと存じます。
上記 1、2、3 の各項を前向きに業界協議の上で、次の「缶詰の日」を目標年度として啓蒙啓発することを希望致します。
5. 「賞味期間表示検討委員会」の協議の場を再開して頂きたく、お願い申し上げます。

蜜柑缶工組との懇談会重ねる

原料入荷大幅な遅れ

平成2年度産みかん缶詰原料は、当初の予想が大幅に変更され、2割減産との見方が濃厚となった。

11月9日に開催された鉄道会館ルビーホールでの第3回目の日本蜜柑缶詰工業組合側と日食協果実部会との懇談会では、原料事情がさらに悪化し、現状では9日現在に至ってもなお見通しが立たない状況にある旨の報告が工組側よりなされた。

11月15日着業予想も2週間以上の遅れとなり、九州地区も11月22日ごろからとの予定と言われ、推測では70%、数量にして400万函台を割ることも考えられるとのパッカーサイドの声も聞かれた。

この様な現状からしてkg40円では原料は全く集まらず、生産者とおり合ったとしても55円が精一杯であろうとする。

また、年内原料と年明け原料の動向も大きく市況にインパクトをもたらすところとなっており、その見通しもブランドオーナーに取っては強い関心が寄せられるところであり、すべては次回第4回目の懇談会に持ち越されることになった。

日を追って深刻の度が増してきている新物みかん缶詰の情報交換の場が11月27日4たび持たれ工組側と果実部会側との話し合いがなされた。

原料状況は、170万トンが4万トンの減となり、166万トンを予測。うち果汁用に31万3,000トンが振り向けられ、缶原は12万トンが11万7,000トンに修正された。

しかも品質、歩留りともに悪く、操業率もここに至るもなお70%止りとのこと。

こうした厳しい年が契機となり、再生産につながる新しい市場安定方式の進展することが強く望まれるところであるとされ、相互前向きの姿勢で対処することが確認された。

上記の蜜柑缶詰工業組合側との懇談会にさきだち同日午前10時半から日食協会議室において、①水産大手企業との懇談概要報告（前号既報）②「缶詰賞味期間表示」のCBO対応③蜜柑工組との懇談に係る事前協議等、情報および意見の交換を行った。

なお、11月30日および旧ろう11日、みかん缶詰の業務用に関する果実部会有志による懇談会が日食協においてひらかれ、情報交換された。

たけのこ缶詰で情報交換

蔬菜部会・中国産を懸念

11月9日午後3時から鉄道会館ルビーホール11階桐の間において、みかん缶詰懇談会のあと蔬菜部会を開催し、①国産筍缶の在庫状況とこれからの見通し、②中国産筍缶詰の動向について情報交換した。

国産筍缶詰の昨年度の生産数量は250万缶を中心に、プラマイ10万缶程度のものがパックされたと見られるが、ここに来て、パッカー筋は年末需要を控えておりながらも、年内消化のあせりがうかがえるといわれ、一部には受注があっても配送の面で特に5G缶などは路線トラックに敬遠されがちであり、在庫量の問題ばかりでなく配送問題も新たな悩みとなっていると言われる。

しかし、丸缶在庫そのものについては、1号缶および2号缶とも僅少生産から在庫は払底したと

している。

国産筍缶詰について一部では先行きについての悲観説もあるが、輸送面も配慮しなければならない現状からも今後ドライパック（いわゆる水なし筍）の開発あるいは、筍醤油炊きなどを積極的に研究開発するという努力も必要との前向きの発言も聞かれた。

また、最近ではチロシンに関するクレームが目立ってきているが、これらのことについてもチロシンは「あくであり、うまみである」といった面も率直にPRする姿勢があってもよいのではないかと意見も聞かれた。

いずれにしても国産筍のPRに欠けている面は否めず、食べて見て中国品とどう味覚が異なるか、そうした企画が四国地区と決められた平成3年度筍缶詰全国大会に組まれてもよいのではないかと提言もあり、このことを日缶協側に申し入れたいとされた。

なお、中国産筍缶詰の輸入については、平成2年1～9月期で270万缶と見られ、このうちの150万缶はヒネものとされ、新物については120万缶程度とされている。このうち100万缶が年度産ものとして10～12月期に輸入されるだろうと予想されている。

従って年内輸入は250万缶、年明け1～4月期に30万缶が陸揚げされるとの予測がなされた。

なお、11月27日に中国視察団が再度来日し、CBOとしての情報提供につき、中国水煮筍缶詰輸入商社協議会より申し入れられたが、今回は、日缶協側筍缶詰部会との情報交換を経たうえでなければ予想建てることは片手落ちとなるばかりでなく、消化状況も需要期に入っている折から、在庫把握は年明け2月時点に至らなければ見通しも困難であるとし、同協議会事務局側に対し、その意が日食協事務局より通じられた。

関東支部で元年度物流コストを実態調査 酒類・食品を含めての年間算出

関東支部・流通業務委員会では、歴年継続調査している物流コストにつき、このほど平成元年1～12月にけおる年間コストを算出した。

この関東支部調査は、さきに物流委員会が平成2年1月から5月までの5ヵ月間を瞬間風速的に捉えた算出方法とはそのベースを全く異にしており、これとの整合を試みることは意味がなく、相ともにその算出数値が実態であると理解されなければならないとされている。

誤解を招かぬためにも次のことを特記しておくこととする。

1. 物流委員会の算出期間対象は平成2年1月～5月の5ヵ月間に限られていることに対し関東支部流通業務委員会の算出期間は平成元年1月から12月までの1ヵ年間であること。
2. 物流委員会の算出は酒類及び冷食を除いた加工食品としたことに対し、関東支部流通業務委員

会は、酒類・食品・冷食を含めての算出であること。

3. 物流委員会の算出は業態別（量販店・CVS）で算出しており、関東支部は従来から業態別区分はしていないこと。
4. 調査企業数が異なっていること。

くなお、両委員会とも算出フォーマットの大項目、小項目は同一様式による。>

以上の4つの相違事項を掲げておかなければならない。

とは言え、平成元年と平成2年に入ってからの人手不足や備車難の度合いは急激な変容を見ており、関東支部流通業務委員会が元年度に続き平成2年度の1ヵ年間の実態を調査した場合の数値で語られるとすれば、数値的差位は実質的には関東支部算出数値がこのたびの瞬間風速数値を上回るのではないかととの予測がメンバーの実感として持たれている。

以下に関東支部流通委員会が調査した平成元年度物流コストの実態を報告することとする。

関東支部・平成元年度物流コストの実態

日本加工食品卸協会・関東支部流通業務委員会では、このほど平成元年度における全業態を対象とした酒類・食品に係る物流コストの実態調査を行った。

物流の合理化は、食品卸業界にとって重要課題の一つとなっているが、消費者ニーズの多様化に伴う小売業の新しい対応が進み多品種、少量、小分けの増大、さらには多頻度、定時配送、日付け・鮮度管理の強化等々、卸を取り巻く環境は大きく変化し、これらがコストアップの最大要因ともなっている。

流通業務委員会は、この物流コストの実態を的確に把握分析することにより物流の改善を図るとともに、卸経営の健全化に資することを目的として調査結果を取りまとめた。

物流コストの項目別、前年比較内訳は、次の通りである。

1 函当たりの物流コスト

項目	年度		昭和63年		平成元年度		元年度／63年比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
配 送 費	99.14 円	47.1%	115.32 円	47.7%	16.18 円	116.3%		
保 管 費	43.85	20.9	53.31	22.0	9.46	121.6		
荷 役 費	41.95	19.9	47.00	19.4	5.05	112.0		
情 報 処 理 費	25.45	12.1	26.33	10.9	0.88	103.4		
合 計	210.39	100.0	241.96	100.0	31.57	115.0		

1. 物流トータルコスト

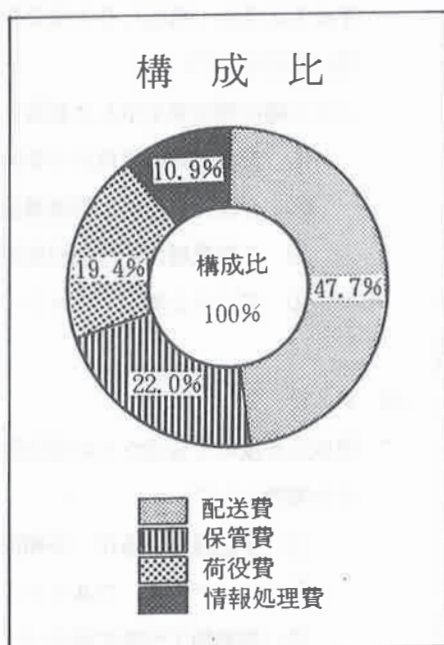
平成元年の物流トータルコストは、1箱当たり241円96銭であった。

これは、前年より31円57銭アップで115%増となっている。

構成比で47.7%を占めている配送費が、前年比116.3%増の16円18銭アップとなったのに加え、新たな流通対応のための設備投資、在庫金利負担増等による保管費の増(121.6%増)が大きな要因となっている。

この傾向は、今後なお継続すると見られるが、特に1箱当たりの単価の低い商品にあっては物流トータルコストのみで売上価格の10%を超えるものも出てきている状況である。

なお、1箱当たりの平均単価は4,286円で経費率は5.65%となっている。



2. 項目別物流コスト

1) 配送費：

平成元年度の1箱当たりの配送費は115円32銭と100円台を突破し、前年比16円18銭(16.3%)アップした。しかもその伸びのトレンドが早まり絶対値の大きさも今までに比して異常である。

この増加の要因としては次の点が挙げられる。

- ① 備車の運賃並びに臨時車輛料金の値上げ
- ② 相変わらずのドライバー不足
- ③ 定時・定配・多頻度配送対応のための増車
- ④ 交通渋滞による車輛回転の減少
- ⑤ リードタイムの短縮
- ⑥ 長時間配送、夜間配送による配送料金の増加等々

当酒類・食品業界の配送業務において、ドライバーの最も敬遠する業界とされていることは周知の事実であり、配送環境の整備が特に急がれる。

2) 保管費：

平成元年度の1箱当たりの保管費は53円31銭で、前年比9円46銭の増で21.6%と項目中最も高い率を示している。

この大幅な増加率を示した要因としては、下記のいくつかを挙げることができる。

- ① 営業倉庫の使用床の増大及び賃料アップ
- ② 合理化のための物流機器への投資増
- ③ 在庫量増に伴う金利負担増
- ④ アイテム増加、フルライン品揃え等々

3) 荷役費：

平成元年度の1箱当たりの荷役費は47円00銭であり、前年比5円05銭（12.0%）アップした。

その要因として、

- ① 多品種、少量化、多頻度による入出荷作業
- ② アイテム増、フルライン化による在庫管理作業の増大
- ③ 物流加工作業に係るパート、アルバイトの増員と賃金アップ
- ④ 基準時間外作業の増加
- ⑤ 作業環境投資増等々

4) 情報処理費：

平成元年度の1箱当たりの情報処理費は26円32銭で前年度に比較すると88銭（3.4%）のアップである。微増に留まっているのはハード、ソフトの投資効果が現れての一服状態と見られる。

このうち80%が人件費で占められている。

しかし、上昇率は微増に留まっているが、小口化に伴うデータ増に加えて伝票の漢字化、高速プリンター化、デジタル化等の設備投資が今後コストアップ要因として徐々に影響を及ぼしてくるものと考えられる。

いずれにしても、物流費の問題は、JIT等の要求がさらに強まる中であって物流に係る当面の問題として、まず設備関連の環境整備が急がれるほか、ドライバー不足、備車料金の高騰、あるいは労務加工量の増大とそれに伴うパート、アルバイトの増員による人件費のアップ等、これら卸売業界に提起されている物流の諸問題解決のための研究と喫緊なる合理化施策が講ぜられなければならない。

6～8月の返品実態を調査

関東支部流通業務委員会

11月30日午後3時から流通業務委員会を開催し、①第16回商品研修会の報告 ②日本食糧新聞社主催の懇談会のもようについて ③物流コスト算出の追加項目 ④返品実態調査報告の取りまとめ等を協議した。

第16回商品研修会の結果報告については11月6日開催のニッカウキスキー株式会社柏工場（前号既報）の研修経過等が湯浅一也委員会より報告された。

続いて11月13日ホテル国際観光会館で開催された日本食糧新聞社主催の懇談会のもようにつき、事務局および湯浅委員長から報告があった。

この懇談会には、新潟、長野、埼玉、栃木、茨城、群馬の6地域の卸団体の各会長を中心に ①返品問題 ②労働問題 ③物流問題 ④組織問題等2時間にわたり懇談。湯浅委員会からは、関東支部調査の返品、物流コストの実態につき語られ、また事務局からは日食協の委員会活動等を重点報告した旨の報告があった。

なお、この懇談会は同社の12月10日号の新聞紙上で3回にわたり掲載された。

物流コスト算出表の追加項目に関しては、物流委員会WGにおいて、その算出フォーマット見直しの協議がなされてきたが、基本的には関東支部のフォーマットに基づくことがベターとの結論に達した。

その検討経過の中で、「センターフィー」について各大項目の中のそれぞれの小項目欄に新たに項目追加したい旨の話し合いがあり、流通業務委員会に検討が委ねられたが、この日の業務委員会の

協議結果では結論的なものは得られず、一応各社に持ち帰り、これまでの調査報告において、このセンターフィーを含め算出していたかどうかを確かめたうえで、次回に再協議することになった。

返品実態調査報告書（平成2年6月～8月）作成のためのとりまとめに関しては、すでに内容整備は完了しており、あとはレポート化する作業が残されている状況にあったが、話し合いの結果、その作業は事務局が行い、原案作成したうえで次回に協議することになった。

なお、次回の流通業務委員会は平成3年1月23日午後3時半開催の予定。

個別契約後の業務状況

共同配送委で情報交換

11月30日午後1時から日食協会議室で共同配送委員会を開催し、前半で内部メンバーのみによる打合会を行ったあと、南王運送(株)伊藤公博課長をまじえ、個別契約に切替わった10月度以降の都内百貨店への商品の納入代行業務状況につき報告を受けた。

それによると、参加企業は8社で10月度の納品個数は22,300個（前年31,400個）。物量は70.9%（2トンロング車で10台が対応）。

代行活用状況は90%以上が3社。70%が1社、50%が2社および40%が2社の内訳となっている。

売上げ状況で見ると、10月当月965万円（前年960万円）でその比率は100.63%となっており、これの単純割算では445円（前年273円）。その比率は163%と大幅なアップ率である。

加食と日配品との比率は10月度で日配ものが28,000個。加食22,300個で、44%。

作業時間は殆ど9～10時で終了しているといわ

れる。しかし、11月に入り1社減の7社となったとの報あり。

年末年始の食料品の円滑な供給・価格安定で局長通達

農林水産省では、11月30日付きで年末年始における食料品の円滑な供給と価格の安定について関係団体に対し各局局長連名により要旨下記のことを通達した。

「最近の物価動向を見ると消費者物価は、このところ一部の品目で上昇率に高まりが見られるものの基調として安定した動きとなっている。このような中で、生活必需物資の需要が増大する年末年始においては十分な供給を確保する等により物価の安定を図る必要がある。

このため、政府においては生鮮食料品等の安定的な供給の確保を図るなど各般の施策を講ずることとし、農林水産省においてもその一環として別添の対策を実施することとしたところである。

ついては、貴会におかれても政府の物価安定政策の趣旨を十分理解の上、年末年始における食料品の円滑な供給と価格の安定が図られるよう傘下団体等に対する御指導方よろしく願いたい」。

上記通達に対し、別添資料には年末年始の生鮮食料品等の価格見通しと価格安定対策に関する施策・指導等が付されている。

平成3年1月の行事予定

1月4日	11:00	酒類食品業懇話会新年名刺交換会	ロイヤルパークH
------	-------	-----------------	----------

〃 5日	5:00	東京都菓子卸商業組合新春礼会	帝国ホテル
〃 7日	4:00	東京都食品卸同業会新年総会	〃
〃	12:00	日本外食品卸協会新年賀詞交歓会	ホテルニューオータニ
〃 8日	2:00	缶詰業界新年賀詞交歓会	パレスホテル
〃 9日	12:00	埼玉県食品卸業協会新年賀詞交歓会	大宮・サンパレス
〃 17日	12:30	日本チェーンストア協会新年賀詞交換会	赤坂プリンスH
〃 18日	4:00	物流委員会・WG合同会議	日食協会議室
〃 23日	1:30	共同配送委員会	〃
〃 24日	1:00	第5回構造改善実務研究会	〃
〃 25日	3:00	酒類食品全国ロードセクター運営委員会	〃
〃 31日	2:00	ネットワーク検討会	〃
〃	4:00	情報システム委員会	〃

謹んで新春の御祝詞を申し上げます

本年もなお一層の御指導と御愛顧のほどお願い申し上げます。

平成3年元旦

日本加工食品卸協会
役職員一同

